

議案第47号

朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年6月19日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

朝来市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、令和7年度における国民健康保険税の税率を改正するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

朝来市国民健康保険税条例（平成17年朝来市条例第77号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.9</u>を乗じて算定する。 2 （略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>26,400円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額） 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する	（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.5</u>を乗じて算定する。 2 （略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>26,100円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額） 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する

世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 19,300円

(2) 特定世帯 9,650円

(3) 特定継続世帯 14,475円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.8を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について10,700円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,800円

世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 20,100円

(2) 特定世帯 10,050円

(3) 特定継続世帯 15,075円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の3.0を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について10,500円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,100円

(2) 特定世帯 3,900円

(3) 特定継続世帯 5,850円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.3を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,900円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所

(2) 特定世帯 4,050円

(3) 特定継続世帯 6,075円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.5を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について11,700円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について7,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所

得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について18,480円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,510円

(イ) 特定世帯 6,755円

得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について18,270円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,070円

(イ) 特定世帯 7,035円

(ウ) 特定継続世帯 10,133円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7,490円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,460円

(イ) 特定世帯 2,730円

(ウ) 特定継続世帯 4,095円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について8,400円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4,830円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均

(ウ) 特定継続世帯 10,553円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7,350円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,670円

(イ) 特定世帯 2,835円

(ウ) 特定継続世帯 4,253円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について8,190円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4,900円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均

等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について13,200円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,650円

(イ) 特定世帯 4,825円

(ウ) 特定継続世帯 7,238円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について5,350円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,900円

(イ) 特定世帯 1,950円

(ウ) 特定継続世帯 2,925円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について6,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,450円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所

等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について13,050円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,050円

(イ) 特定世帯 5,025円

(ウ) 特定継続世帯 7,538円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について5,250円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,050円

(イ) 特定世帯 2,025円

(ウ) 特定継続世帯 3,038円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について5,850円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,500円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所

得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について5,280円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,860円

(イ) 特定世帯 1,930円

(ウ) 特定継続世帯 2,895円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について2,140円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,560円

(イ) 特定世帯 780円

(ウ) 特定継続世帯 1,170円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除

得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について5,220円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,020円

(イ) 特定世帯 2,010円

(ウ) 特定継続世帯 3,015円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について2,100円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,620円

(イ) 特定世帯 810円

(ウ) 特定継続世帯 1,215円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除

く。) 1人について2,400円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,380円

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,960円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,600円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,560円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,200円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,605円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,675円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,280円

く。) 1人について2,340円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,400円

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,915円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,525円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,440円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,050円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,575円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,625円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,200円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,350円</u>	エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,250円</u>
3 (略)	3 (略)
<u>(準用)</u>	<u>(その他)</u>
第29条 (略)	第29条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (適用区分)
- 2 改正後の朝来市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



令和7年6月2日

朝来市長 藤岡 勇 様

朝来市国民健康保険運営協議会
会長 北垣 利

令和7年度朝来市国民健康保険税の賦課方法について（答申）

令和7年6月2日付諮問第3号をもって諮問のあった標記の件について、同日、運営協議会を開催し、審議の結果、次のとおり結論をみたので答申します。

記

1 結論

令和7年度朝来市国民健康保険税の賦課方法について

朝来市国民健康保険税の賦課割合は、基礎課税額（医療給付費）分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ともに次のとおりとする。

応 能 割	応 益 割	
49.0%	51.0%	
所得割総額	均等割総額	平等割総額
49.0%	34.1%	16.9%

2 答申に当たって

今回諮問された事項について、事務局から資料提出を求め、慎重審議を行った。
上記賦課割合について、条例規定上の表記とすると次のとおりとなる。

基礎課税額（医療給付費）分

	現 行	改 定 後
所得割	7.5%	6.9%
均等割	26,100円	26,400円
平等割	20,100円	19,300円
賦課限度額	65万円	66万円

後期高齢者支援金分

	現 行	改 定 後
所得割	3.0%	2.8%
均等割	10,500円	10,700円
平等割	8,100円	7,800円
賦課限度額	24万円	26万円

介護納付金分

	現 行	改 定 後
所得割	2.5%	2.3%
均等割	11,700円	12,000円
平等割	7,000円	6,900円
賦課限度額	17万円	17万円

令和7年2月3日開催の第47回朝来市国民健康保険運営協議会において、県へ納付する国保事業費納付金を確保するための国民健康保険税一人当たり賦課額について、国保財政調整基金を45,700,000円繰り入れるとしたうえで、基礎課税額（医療給付費）分を59,900円、後期高齢者支援金分を24,300円及び介護納付金分を28,200円とし、いずれも前年度より引き上げすることが適当と答申したところである。

令和7年度賦課に向けての被保険者数及び所得割課税標準額等各種の数値が出揃ったうえで当局から示された賦課割合（税率）については、健全な国民健康保険財政の運営に必要な財源が確保されており、かつ、税の安定性、公平性にも十分な配慮がうかがえることから、前回の答申に沿ったものと認め、「了承すべきもの」と結論づける。

なお、朝来市国民健康保険事業の将来にわたる安定的な運営のため、次の意見を付記するので参考とされたい。

<附帯意見>

（1）国民健康保険財政の安定化と財政調整基金について

令和6年度決算見込みの状況をみると、歳入歳出差引で71,385,000円余りの黒字となっている。そのうち、令和7年度における前年度精算（超過交付となった保険給付費等交付金）に伴う返還分を差し引いても36,000,000円を決算剰余金として財政調整基金に積み立てることが可能となり、決算時における基金残高は277,330,130円となり、安定的必要額が確保できていると考えられる。

一方で、被保険者の保険税の上昇を抑えるため、収納率を上げ保険税収入を確保するとともに、医療費適正化のため、中長期的な医療費の推移等をコロナ禍の影響などを勘案しながら検証し、健康の保持・増進を図るための継続的な取組が必要となる。

このようなことから、健幸づくり推進課はもちろんのこと、市内関係団体との連携を密にし、効率的及び効果的な保健事業を実施するなどして被保険者の健康寿命の延伸に継続的に取り組まれない。

（2）収納率向上について

保険税収納率は、令和6年度現年度課税分において95.57%（4月末時点）と、令和5年度の95.69%に比べて、0.12%下がっている。また、令和4年度ベースの比較においては0.62%上がっている。引き続き収納率向上に努められたい。

収納率の向上は、保険税負担の公平性を保つ上で極めて重要であるから、今後もより一層の努力を期待したい。

（3）保険料水準の統一に向けて

令和12年度の保険料水準の完全統一に向け被保険者への十分な周知に努められるとともに、財政調整基金を活用し被保険者の負担感とならないよう調整されたい。

朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の参考資料 (①)

【基礎課税額(医療給付費)分および後期高齢者支援金分】

			令和7年度 ①		令和6年度 ②		比 較	
							①－②	増減率
加入世帯数 (世帯)			3,576 (世帯)		3,691 (世帯)		△ 115 (世帯)	△ 3.1 %
被保険者数 (人)			5,279 (人)		5,529 (人)		△ 250 (人)	△ 4.5 %
一世帯当たり被保険者数 (人)			1.47 (人)		1.49 (人)		△ 0.02 (人)	△ 1.3 %
賦課基準額 (千円)			2,893,954 (千円)		2,848,002 (千円)		45,953 (千円)	1.6 %
一人当たり賦課基準額 (千円)			548 (千円)		515 (千円)		33 (千円)	6.4 %
一世帯当たり賦課基準額 (千円)			809 (千円)		771 (千円)		38 (千円)	4.9 %
軽 減 該 当 の 状 況	均等割 (人数・割合)	2割軽減	754 人	14.3 %	792 人	14.2 %	△ 38 人	△ 4.8 %
		5割軽減	1,006 人	19.1 %	1,118 人	20.2 %	△ 112 人	△ 10.0 %
		7割軽減	1,189 人	22.5 %	1,380 人	25.0 %	△ 191 人	△ 13.8 %
		計	2,949 人	55.9 %	3,290 人	59.5 %	△ 341 人	△ 10.4 %
	平等割 (世帯数・割合)	2割軽減	453 世帯	12.8 %	459 世帯	12.4 %	△ 6 世帯	△ 1.3 %
		5割軽減	598 世帯	16.7 %	665 世帯	18.0 %	△ 67 世帯	△ 10.1 %
		7割軽減	945 世帯	26.4 %	1,056 世帯	28.6 %	△ 111 世帯	△ 10.5 %
		計	1,996 世帯	55.8 %	2,180 世帯	59.1 %	△ 184 世帯	△ 8.4 %
限度額超過 世帯数	基礎課税額(医療給付費)分		23 (世帯)		31 (世帯)		△ 8 (世帯)	△ 25.8 %
	後期高齢者支援金分		24 (世帯)		40 (世帯)		△ 16 (世帯)	△ 40.0 %

【介護納付金分】

			令和7年度 ①		令和6年度 ②		比 較	
							①－②	増減率
加入世帯数 (世帯)			1,336 (世帯)		1,369 (世帯)		△ 33 (世帯)	△ 2.4 %
被保険者数 (人)			1,556 (人)		1,603 (人)		△ 47 (人)	△ 2.9 %
一世帯当たり被保険者数 (人)			1.16 (人)		1.17 (人)		△ 0.01 (人)	△ 0.9 %
賦課基準額 (千円)			1,145,877 (千円)		1,077,521 (千円)		68,356 (千円)	6.3 %
一人当たり賦課基準額 (千円)			736 (千円)		672 (千円)		64 (千円)	9.5 %
一世帯当たり賦課基準額 (千円)			857 (千円)		787 (千円)		70 (千円)	8.9 %
軽 減 該 当 の 状 況	(人数・割合)	2割軽減	162 人	10.4 %	184 人	11.5 %	△ 22 人	△ 12.0 %
		5割軽減	206 人	13.2 %	241 人	15.0 %	△ 35 人	△ 14.5 %
		7割軽減	411 人	26.4 %	441 人	27.5 %	△ 30 人	△ 6.8 %
		計	779 人	50.1 %	866 人	54.0 %	△ 87 人	△ 10.0 %
	(世帯数・割合)	2割軽減	129 世帯	9.7 %	150 世帯	11.0 %	△ 21 世帯	△ 14.0 %
		5割軽減	167 世帯	12.5 %	198 世帯	14.4 %	△ 31 世帯	△ 15.7 %
		7割軽減	369 世帯	27.5 %	391 世帯	28.6 %	△ 22 世帯	△ 5.6 %
		計	665 世帯	49.8 %	739 世帯	54.0 %	△ 74 世帯	△ 10.0 %
限度額超過世帯数			24 (世帯)		30 (世帯)		△ 6 (世帯)	△ 20.0 %

朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の参考資料（②）

1. 基礎課税額(医療給付費)課税額に係る税率

区 分				現 行 行	改 正 案	関 係 事 項
所 得 割 率				100分の 7.5	100分の 6.9	第3条1項
被 保 険 者 均 等 割 額				26,100円	26,400円	第5条
世 帯 別 平 等 割 額	特 定 世 帯 以 外			20,100円	19,300円	第5条の2第1号
	特 定 世 帯			10,050円	9,650円	第5条の2第2号
	特 定 継 続 世 帯			15,075円	14,475円	第5条の2第3号
軽 減 額	7割	均 等 割		18,270円	18,480円	第23条第1項第1号
		平等割	特定世帯以外	14,070円	13,510円	
			特 定 世 帯	7,035円	6,755円	
			特定継続世帯	10,553円	10,133円	
	5割	均 等 割		13,050円	13,200円	第23条第1項第2号
		平等割	特定世帯以外	10,050円	9,650円	
特 定 世 帯			5,025円	4,825円		
特定継続世帯			7,538円	7,238円		
額	2割	均 等 割		5,220円	5,280円	第23条第1項第3号
		平等割	特定世帯以外	4,020円	3,860円	
			特 定 世 帯	2,010円	1,930円	
			特定継続世帯	3,015円	2,895円	
	未就学児の均等割	7割軽減世帯		3,915円	3,960円	第23条第2項第1号
		5割軽減世帯		6,525円	6,600円	
2割軽減世帯		10,440円	10,560円			
その他の世帯		13,050円	13,200円			

2. 後期高齢者支援金課税額に係る税率

区 分				現 行	改 正 案	関 係 事 項
所 得 割 率				100分の 3.0	100分の 2.8	第6条
被 保 険 者 均 等 割 額				10,500円	10,700円	第7条の2
世 帯 別 平 等 割 額	特 定 世 帯 以 外			8,100円	7,800円	第7条の3第1号
	特 定 世 帯			4,050円	3,900円	第7条の3第2号
	特 定 継 続 世 帯			6,075円	5,850円	第7条の3第3号
軽 減 額	7割	均 等 割		7,350円	7,490円	第23条第1項第1号
		平等割	特定世帯以外	5,670円	5,460円	
			特 定 世 帯	2,835円	2,730円	
			特定継続世帯	4,253円	4,095円	
	5割	均 等 割		5,250円	5,350円	第23条第1項第2号
		平等割	特定世帯以外	4,050円	3,900円	
特 定 世 帯			2,025円	1,950円		
特定継続世帯			3,038円	2,925円		
額	2割	均 等 割		2,100円	2,140円	第23条第1項第3号
		平等割	特定世帯以外	1,620円	1,560円	
			特 定 世 帯	810円	780円	
			特定継続世帯	1,215円	1,170円	
			未就学児の均等割	7割軽減世帯		
5割軽減世帯		2,625円		2,675円		
2割軽減世帯		4,200円		4,280円		
その他の世帯		5,250円		5,350円		

3. 介護納付金課税額に係る税率

区 分			現 行	改 正 案	関 係 事 項
所 得 割 率			100分の 2.5	100分の 2.3	第8条
被 保 険 者 均 等 割 額			11,700円	12,000円	第9条の2
世 帯 別 平 等 割 額			7,000円	6,900円	第9条の3
軽 減 額	7割	均 等 割	8,190円	8,400円	第23条第1項第1号
		平 等 割	4,900円	4,830円	
減 額	5割	均 等 割	5,850円	6,000円	第23条第1項第2号
		平 等 割	3,500円	3,450円	
額	2割	均 等 割	2,340円	2,400円	第23条第1項第3号
		平 等 割	1,400円	1,380円	

軽減該当世帯の推移(令和2年度から令和7年度まで)

基礎課税額(医療給付費)分

		R7		R6		R5		R4		R3		R2	
			全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合
均等割 (人)	2割	754 人	14.3%	792 人	14.2%	835 人	14.0%	881 人	14.2%	867 人	13.6%	957 人	14.7%
	5割	1,006 人	19.1%	1,118 人	20.2%	1,240 人	20.9%	1,218 人	19.6%	1,178 人	18.4%	1,248 人	19.2%
	7割	1,189 人	22.5%	1,380 人	25.0%	1,428 人	24.0%	1,448 人	23.3%	1,455 人	22.8%	1,436 人	22.1%
	計	2,949 人	55.9%	3,290 人	59.5%	3,503 人	58.9%	3,547 人	57.1%	3,500 人	54.8%	3,641 人	56.0%
平等割 (世帯)	2割	453 世帯	12.8%	459 世帯	12.4%	479 世帯	12.3%	479 世帯	12.0%	490 世帯	12.0%	538 世帯	13.0%
	5割	598 世帯	16.7%	665 世帯	18.0%	718 世帯	18.5%	708 世帯	17.7%	686 世帯	16.8%	715 世帯	17.3%
	7割	945 世帯	26.4%	1,056 世帯	28.6%	1,105 世帯	28.5%	1,116 世帯	27.8%	1,118 世帯	27.4%	1,097 世帯	26.4%
	計	1,996 世帯	55.8%	2,180 世帯	59.1%	2,302 世帯	59.3%	2,303 世帯	57.5%	2,294 世帯	56.2%	2,350 世帯	56.9%

後期高齢者支援金分

		R7		R6		R5		R4		R3		R2	
			全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合
均等割 (人)	2割	754 人	14.3%	792 人	14.2%	835 人	14.0%	881 人	14.2%	867 人	13.6%	957 人	14.7%
	5割	1,006 人	19.1%	1,118 人	20.2%	1,240 人	20.9%	1,218 人	19.6%	1,178 人	18.4%	1,248 人	19.2%
	7割	1,189 人	22.5%	1,380 人	25.0%	1,428 人	24.0%	1,448 人	23.3%	1,455 人	22.8%	1,436 人	22.1%
	計	2,949 人	55.9%	3,290 人	59.5%	3,503 人	58.9%	3,547 人	57.1%	3,500 人	54.8%	3,641 人	56.0%
平等割 (世帯)	2割	453 世帯	12.8%	459 世帯	12.4%	479 世帯	12.3%	479 世帯	12.0%	490 世帯	12.0%	538 世帯	13.0%
	5割	598 世帯	16.7%	665 世帯	18.0%	718 世帯	18.5%	708 世帯	17.7%	686 世帯	16.8%	715 世帯	17.3%
	7割	945 世帯	26.4%	1,056 世帯	28.6%	1,105 世帯	28.5%	1,116 世帯	27.8%	1,118 世帯	27.4%	1,097 世帯	26.5%
	計	1,996 世帯	55.8%	2,180 世帯	59.1%	2,302 世帯	59.3%	2,303 世帯	57.5%	2,294 世帯	56.2%	2,350 世帯	56.9%

介護納付金分

		R7		R6		R5		R4		R3		R2	
			全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合
均等割 (人)	2割	162 人	10.4%	184 人	11.5%	188 人	11.4%	196 人	11.4%	192 人	10.6%	237 人	12.6%
	5割	206 人	13.2%	241 人	15.0%	256 人	15.6%	258 人	15.1%	263 人	14.4%	263 人	14.0%
	7割	411 人	26.4%	441 人	27.5%	422 人	25.7%	410 人	23.9%	412 人	22.6%	422 人	22.4%
	計	779 人	50.1%	866 人	54.0%	866 人	52.7%	864 人	50.4%	867 人	47.6%	922 人	48.8%
平等割 (世帯)	2割	129 世帯	9.7%	150 世帯	11.0%	153 世帯	10.9%	163 世帯	11.1%	158 世帯	10.2%	191 世帯	11.9%
	5割	167 世帯	12.5%	198 世帯	14.4%	216 世帯	15.3%	218 世帯	14.9%	220 世帯	14.1%	227 世帯	14.2%
	7割	369 世帯	27.5%	391 世帯	28.6%	383 世帯	27.2%	372 世帯	25.3%	383 世帯	24.6%	386 世帯	24.1%
	計	665 世帯	49.8%	739 世帯	54.0%	752 世帯	53.4%	753 世帯	51.3%	761 世帯	48.9%	804 世帯	50.2%

令和7年度国民健康保険税(基礎課税額分及び後期高齢者支援金分)計算例
〔2人世帯を想定〕

【税率】

	令和7年度(案)			令和6年度			比較
	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	基礎＋後期	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	基礎＋後期	
A 所得割	6.9 %	2.8 %	9.7 %	7.5 %	3.0 %	10.5 %	△ 0.8 ポイント
B 均等割	26,400 円	10,700 円	37,100 円	26,100 円	10,500 円	36,600 円	500 円
C 平等割	19,300 円	7,800 円	27,100 円	20,100 円	8,100 円	28,200 円	△ 1100 円

【税額計算例】

例1) 7割軽減の世帯

2人世帯	令和7年度(案) 【7割軽減】			令和6年度据置 【7割軽減】		
区 分	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	基礎＋後期	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	基礎＋後期
a 所得額	430,000 円	430,000 円	円	430,000 円	430,000 円	円
b 基礎控除	430,000 円	430,000 円	円	430,000 円	430,000 円	円
c 課税基準額(a－b)	0 円	0 円	円	0 円	0 円	円
① 所得割(c×所得割税率)	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
② 均等割(B×2人)	52,800 円	21,400 円	74,200 円	52,200 円	21,000 円	73,200 円
③ 平等割	19,300 円	7,800 円	27,100 円	20,100 円	8,100 円	28,200 円
d 7割軽減額〔(②＋③)×0.7〕	△ 50,470 円	△ 20,440 円	△ 70,910 円	△ 50,610 円	△ 20,370 円	△ 70,980 円
e 端数調整額	△ 30 円	△ 60 円	△ 90 円	△ 90 円	△ 30 円	△ 120 円
f 保険税額	21,600 円	8,700 円	30,300 円	21,600 円	8,700 円	30,300 円
差 額						0 円

例2) 5割軽減の世帯

2人世帯	令和7年度(案) 【5割軽減】			令和6年度据置 【5割軽減】		
区 分	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	基礎＋後期	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	基礎＋後期
a 所得額	1,040,000 円	1,040,000 円	円	1,040,000 円	1,040,000 円	円
b 基礎控除	430,000 円	430,000 円	円	430,000 円	430,000 円	円
c 課税基準額(a－b)	610,000 円	610,000 円	円	610,000 円	610,000 円	円
① 所得割(c×所得割税率)	42,090 円	17,080 円	59,170 円	45,750 円	18,300 円	64,050 円
② 均等割(B×2人)	52,800 円	21,400 円	74,200 円	52,200 円	21,000 円	73,200 円
③ 平等割	19,300 円	7,800 円	27,100 円	20,100 円	8,100 円	28,200 円
d 5割軽減額〔(②＋③)×0.5〕	△ 36,050 円	△ 14,600 円	△ 50,650 円	△ 36,150 円	△ 14,550 円	△ 50,700 円
e 端数調整額	△ 40 円	△ 80 円	△ 120 円	0 円	△ 50 円	△ 50 円
f 保険税額	78,100 円	31,600 円	109,700 円	81,900 円	32,800 円	114,700 円
差 額						△ 5,000 円

例3) 2割軽減の世帯

2人世帯	令和7年度(案) 【2割軽減】			令和6年度据置 【2割軽減】		
区 分	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	基礎＋後期	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	基礎＋後期
a 所得額	1,550,000 円	1,550,000 円	円	1,550,000 円	1,550,000 円	円
b 基礎控除	430,000 円	430,000 円	円	430,000 円	430,000 円	円
c 課税基準額(a－b)	1,120,000 円	1,120,000 円	円	1,120,000 円	1,120,000 円	円
① 所得割(c×所得割税率)	77,280 円	31,360 円	108,640 円	84,000 円	33,600 円	117,600 円
② 均等割(B×2人)	52,800 円	21,400 円	74,200 円	52,200 円	21,000 円	73,200 円
③ 平等割	19,300 円	7,800 円	27,100 円	20,100 円	8,100 円	28,200 円
d 2割軽減額〔(②＋③)×0.2〕	△ 14,420 円	△ 5,840 円	△ 20,260 円	△ 14,460 円	△ 5,820 円	△ 20,280 円
e 端数調整額	△ 60 円	△ 20 円	△ 80 円	△ 40 円	△ 80 円	△ 120 円
f 保険税額	134,900 円	54,700 円	189,600 円	141,800 円	56,800 円	198,600 円
差 額						△ 9,000 円

例4) 給与所得者の世帯

世帯主:給与収入240万円(給与所得160万円) 配偶者:給与収入98万円(給与所得43万円)

2人世帯	令和7年度(案) 【2割軽減】			令和6年度据置 【2割軽減】		
区 分	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	基礎+後期	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	基礎+後期
a 所得額	2,030,000 円	2,030,000 円	円	2,030,000 円	2,030,000 円	円
b 基礎控除	860,000 円	860,000 円	円	860,000 円	860,000 円	円
c 課税基準額(a-b)	1,170,000 円	1,170,000 円	円	1,170,000 円	1,170,000 円	円
① 所得割(c×所得割税率)	80,730 円	32,760 円	113,490 円	87,750 円	35,100 円	122,850 円
② 均等割(B×2人)	52,800 円	21,400 円	74,200 円	52,200 円	21,000 円	73,200 円
③ 平等割	19,300 円	7,800 円	27,100 円	20,100 円	8,100 円	28,200 円
d 2割軽減額[(②+③)×0.2]	△ 14,420 円	△ 5,840 円	円	△ 14,460 円	△ 5,820 円	円
e 端数調整額	△ 10 円	△ 20 円	△ 30 円	△ 90 円	△ 80 円	△ 170 円
f 保険税額	138,400 円	56,100 円	194,500 円	145,500 円	58,300 円	203,800 円
差 額						△ 9,300 円

例5) 事業所得者の世帯

世帯主:事業所得200万円 配偶者:給与収入98万円(給与所得43万円)

2人世帯	令和7年度(案) 【軽減非該当】			令和6年度据置 【軽減非該当】		
区 分	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	基礎+後期	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	基礎+後期
a 所得額	2,430,000 円	2,430,000 円	円	2,430,000 円	2,430,000 円	円
b 基礎控除	860,000 円	860,000 円	円	860,000 円	860,000 円	円
c 課税基準額(a-b)	1,570,000 円	1,570,000 円	円	1,570,000 円	1,570,000 円	円
① 所得割(c×所得割税率)	108,330 円	43,960 円	152,290 円	117,750 円	47,100 円	164,850 円
② 均等割(B×2人)	52,800 円	21,400 円	74,200 円	52,200 円	21,000 円	73,200 円
③ 平等割	19,300 円	7,800 円	27,100 円	20,100 円	8,100 円	28,200 円
d						
e 端数調整額	△ 30 円	△ 60 円	△ 90 円	△ 50 円	0 円	△ 50 円
f 保険税額	180,400 円	73,100 円	253,500 円	190,000 円	76,200 円	266,200 円
差 額						△ 12,700 円

例6) 公的年金受給者の世帯(65歳以上)

世帯主:年金収入220万円(年金所得110万円) 配偶者:年金収入110万円(年金所得0円)

2人世帯	令和7年度(案) 【5割軽減】			令和6年度据置 【5割軽減】		
区 分	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	基礎+後期	基礎課税額(医療給付費)	後期高齢者支援金	基礎+後期
a 所得額	1,100,000 円	1,100,000 円	円	1,100,000 円	1,100,000 円	円
b 基礎控除	430,000 円	430,000 円	円	430,000 円	430,000 円	円
c 課税基準額(a-b)	670,000 円	670,000 円	円	670,000 円	670,000 円	円
① 所得割(c×所得割税率)	46,230 円	18,760 円	64,990 円	50,250 円	20,100 円	70,350 円
② 均等割(B×2人)	52,800 円	21,400 円	74,200 円	52,200 円	21,000 円	73,200 円
③ 平等割	19,300 円	7,800 円	27,100 円	20,100 円	8,100 円	28,200 円
d 5割軽減額[(②+③)×0.5]	△ 36,050 円	△ 14,600 円	△ 50,650 円	△ 36,150 円	△ 14,550 円	△ 50,700 円
e 端数調整額	△ 80 円	△ 60 円	△ 140 円	0 円	△ 50 円	△ 50 円
f 保険税額	82,200 円	33,300 円	115,500 円	86,400 円	34,600 円	121,000 円
差 額						△ 5,500 円

※5割軽減に該当(65歳以上の公的年金所得からは15万円差し引いた額で軽減判定)

令和7年度国民健康保険税(介護納付金分)計算例

〔2人世帯を想定〕

【税率】

	令和7年度(案)	令和6年度	比較
A 所得割	2.3 %	2.5 %	△ 0.2 ポイント
B 均等割	12,000 円	11,700 円	300 円
C 平等割	6,900 円	7,000 円	△ 100 円

【税額計算例】

例1) 7割軽減の世帯

2 人 世 帯	令和7年度(案) 【7割軽減】	令和6年度据置 【7割軽減】
a 所得額	430,000 円	430,000 円
b 基礎控除	430,000 円	430,000 円
c 課税基準額(a-b)	0 円	0 円
① 所得割(c×所得割税率)	0 円	0 円
② 均等割(B×2人)	24,000 円	23,400 円
③ 平等割	6,900 円	7,000 円
d 7割軽減額[(②+③)×0.7]	△ 21,630 円	△ 21,280 円
e 端数調整額	△ 70 円	△ 20 円
f 保険税額	9,200 円	9,100 円
差 額		100 円

例2) 5割軽減の世帯

2 人 世 帯	令和7年度(案) 【5割軽減】	令和6年度据置 【5割軽減】
a 所得額	1,040,000 円	1,040,000 円
b 基礎控除	430,000 円	430,000 円
c 課税基準額(a-b)	610,000 円	610,000 円
① 所得割(c×所得割税率)	14,030 円	15,250 円
② 均等割(B×2人)	24,000 円	23,400 円
③ 平等割	6,900 円	7,000 円
d 5割軽減額[(②+③)×0.5]	△ 15,450 円	△ 15,200 円
e 端数調整額	△ 80 円	△ 50 円
f 保険税額	29,400 円	30,400 円
差 額		△ 1,000 円

例3) 2割軽減の世帯

2 人 世 帯	令和7年度(案) 【2割軽減】	令和6年度据置 【2割軽減】
a 所得額	1,550,000 円	1,550,000 円
b 基礎控除	430,000 円	430,000 円
c 課税基準額(a-b)	1,120,000 円	1,120,000 円
① 所得割(c×所得割税率)	25,760 円	28,000 円
② 均等割(B×2人)	24,000 円	23,400 円
③ 平等割	6,900 円	7,000 円
d 2割軽減額[(②+③)×0.2]	△ 6,180 円	△ 6,080 円
e 端数調整額	△ 80 円	△ 20 円
f 保険税額	50,400 円	52,300 円
差 額		△ 1,900 円

例4) 給与所得者の世帯

2 人 世 帯	令和7年度(案) 【2割軽減】	令和6年度据置 【2割軽減】
a 所得額	2,030,000 円	2,030,000 円
b 基礎控除	860,000 円	860,000 円
c 課税基準額(a-b)	1,170,000 円	1,170,000 円
① 所得割(c×所得割税率)	26,910 円	29,250 円
② 均等割(B×2人)	24,000 円	23,400 円
③ 平等割	6,900 円	7,000 円
d 2割軽減額[(②+③)×0.2]	△ 6,180 円	△ 6,080 円
e 端数調整額	△ 30 円	△ 70 円
f 保険税額	51,600 円	53,500 円
差 額		△ 1,900 円

例5) 事業所得者の世帯

2 人 世 帯	令和7年度(案) 【軽減非該当】	令和6年度据置 【軽減非該当】
a 所得額	2,430,000 円	2,430,000 円
b 基礎控除	860,000 円	860,000 円
c 課税基準額(a-b)	1,570,000 円	1,570,000 円
① 所得割(c×所得割税率)	36,110 円	39,250 円
② 均等割(B×2人)	24,000 円	23,400 円
③ 平等割	6,900 円	7,000 円
d		
e 端数調整額	△ 10 円	△ 50 円
f 保険税額	67,000 円	69,600 円
差 額		△ 2,600 円

国民健康保険給付費の推移

(単位: 人)

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
被保険者数	5,317	5,693	5,999	6,257	6,371	6,604
対前年比	93.4%	94.9%	95.9%	98.2%	96.5%	95.9%

療養給付費①	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
総額	1,800,288,802	1,845,930,846	1,922,413,747	2,108,315,696	2,021,951,330	2,023,382,691
対前年比	97.5%	96.0%	91.2%	104.3%	99.9%	100.9%
1人当たり	338,591	324,246	320,456	336,953	317,368	306,387
対前年比	104.4%	101.2%	95.1%	106.2%	103.6%	105.2%

療養費②	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
総額	6,893,970	6,326,012	6,380,180	7,956,177	8,496,863	8,472,179
対前年比	109.0%	99.2%	80.2%	93.6%	100.3%	78.3%
1人当たり	1,297	1,111	1,064	1,272	1,334	1,283
対前年比	116.7%	104.5%	83.6%	95.3%	104.0%	81.6%

高額療養費③	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
総額	284,093,207	273,013,452	276,985,934	328,548,841	306,850,333	289,202,589
対前年比	104.1%	98.6%	84.3%	107.1%	106.1%	99.2%
1人当たり	53,431	47,956	46,172	52,509	48,164	43,792
対前年比	111.4%	103.9%	87.9%	109.0%	110.0%	103.4%

給付費合計 ①+②+③	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
総額	2,091,275,979	2,125,270,310	2,205,779,861	2,444,820,714	2,337,298,526	2,321,057,459
対前年比	98.4%	96.4%	90.2%	104.6%	100.7%	100.6%
1人当たり	393,319	373,313	367,691	390,734	366,865	351,462
対前年比	105.4%	101.5%	94.1%	106.5%	104.4%	104.8%